

諮問第 1 号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の徴収に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

\* \* \* \*

2 審査請求の年月日

平成30年4月14日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の納入の通知に係る下水道使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

納入通知書発行日 平成30年1月24日

金 額 2, 160円

納入事由 平成29年12月分及び平成30年1月分の下水道使用料

4 審査請求の理由

(1) 審査請求人の住居の排水設備は、公共下水道への接続が確認されていないため、本件処分は違法である。

(2) 審査請求人は、公共下水道に下水を排除しておらず、公共下水道の使用

の開始の届出をしていないことから、下水道法第20条第1項に規定する「公共下水道を使用する者」に該当しないため、本件処分は違法である。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 平成28年7月25日、本市は、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査し、公共下水道に接続されていることを確認した。
- 2 平成30年1月24日、本市は、審査請求人に対し、平成29年12月分及び平成30年1月分の下水道使用料2,160円の納入の通知に係る徴収に関する処分を行った。
- 3 本事件は、審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続が確認されていないこと及び審査請求人は公共下水道に下水を排除しておらず、公共下水道の使用の開始の届出をしていないことから、下水道法第20条第1項に規定する「公共下水道を使用する者」に該当しないことを理由として、当該処分の取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。